



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	最低賃金発効遅れの影響はどの時点で解消するか? : 「損失回収期間」による実効上乗せ額の再解釈
Author(s)	安部, 由起子; 虞, 尤楠
Citation	Discussion Paper, Series B, 221, 1-27
Issue Date	2026-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99907
Type	departmental bulletin paper
File Information	DPB221rev.pdf



Discussion Paper, Series B, No.2026-221

最低賃金発効遅れの影響はどの時点で解消するか？
「損失回収期間」による
実効上乗せ額の再解釈

安部由起子
虞尤楠

2026 年 6 月

北海道大学大学院経済学研究院

060-0809 札幌市北区北 9 条西 7 丁目

最低賃金発効遅れの影響はどの時点で解消するか？「損失回収期間」による実効上乗

せ額の再解釈

安部由起子

北海道大学

虞尤楠

長崎県立大学

2026 年 6 月

要旨

日本の地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が出す「目安」に地方最低賃金審議会の審議で決まる上乗せ額が加算されて各地方の金額が決まる。2025 年の最低賃金の地方審議の結果、発効日が地域間でばらつく結果となった。本稿は最低賃金の発効日の遅れにより、目安の金額に相当する賃上げが遅れることによる損失を労働者が取り戻す期間に対応する「損失回収期間」を定義し、その地域差を計測した。従前用いられていた「実効上乗せ額」は秋田県・群馬県で低い値（絶対値の大きいマイナスの値）を取っていたが、損失回収期間のそれらの県の位置は、47 都道府県の中では長いほうから数えて 10-11 番目であった。さらに、損失回収期間と上乗せ額が、最低賃金の地方審議の結果とどう関連したのかを、審議結果に基づき検証した。その結果、損失回収期間が 1 年長引くと、労働者側の反対は 0.09 高まり、使用者側の反対は 0.07 減っていた。一方、上乗せ額が 1 円上がると、労働者側反対が 0.03 減り、使用者側反対が同程度高まる。このように、損失回収期間は、上乗せ金額とともに、地方審議の結果に影響を与えていた。

1. はじめに

2025 年の地域別最低賃金の審議では、新たな最低賃金が効力を発する日（発効日）の後ろ倒しをした地方審議会が多数に上った。例年であれば 10 月初旬、遅くとも 10 月末までに発効する都道府県が大半であったところ、2025 年については、10 月に発効したのは 20 都道府県にとどまり、残り 27 の府県では発効が 11 月以降となり、6 県については翌年 1 月以降の発効となった。さらに、発効日の遅れは、たとえば 2025 年 10 月から 2026 年 9 月の期間で評価すると、一部の地方では目安ほどに最低賃金が上がっていない「目安割れ」の状況にあることも意味する（毎日新聞（2025）、産経新聞（2025）、日本経済新聞（2025）、権丈（2025）、長谷川（2025）、安部・大井・虞（2026））。発効日の遅れを考慮して 2025 年 10 月から 2026 年 9 月の期間の引上げ額を日割り計算で計算した指標は、権丈（2025）によって「実効上乗せ額」と表現されている。本稿でもこの用語を用いる。

本稿の目的は 2 点である。第 1 は、発効日の遅れによる労働者側の損失を取り戻す期間に対応する「発効遅れによる損失回収期間」（以下、損失回収期間）を定義し、その地域差の状況を把握することである。この損失回収期間は、2025 年の地方審議で生じたとされる「発効日が上乗せ額の交渉材料になった」事態の数量的な把握としての解釈も可能である。第 2 は、その「損失回収期間」と、最低賃金の地方審議の結果と

の関連を、審議結果に基づき検証する。具体的には審議結果の「使用者反対」、「労働者反対」を被説明変数とし、「損失回収期間」を説明変数とする回帰分析を行ない、審議結果にどの程度の関連をもっていたかを推計した。

既存文献では、実効上乗せ額（2025 年 10 月から 2026 年 9 月の 1 年間で目安にどれだけ不足していたか）を示したものが複数ある。しかし、2025 年の上乗せ額が、最低賃金の下方硬直性により、2026 年度以降の最低賃金を引き上げる効果があることを考慮すれば、2025 年度の発効遅れにより目安の受け取りが遅れることの効果（ロス）を、2026 年度以降の賃金で埋め合わせするという考え方は自然なものである。たとえば労働者の立場からは、発効日の後ろ倒しで賃上げが遅れても、それは将来的にこの上乗せ額がもたらす賃上げによって補償されると受け止めたかもしれない。

本稿の主な結果は以下の 2 点である。第 1 に、損失回収期間には、大きな地域差がみられた。そして、既存文献や既存報道で使われた「実効上乗せ額」の地域差とは異なる地域差が生じていた。具体的には、「実効上乗せ額」では発効日が翌年 3 月となった秋田県や群馬県が低い（マイナスで絶対値が大きい）値をとっていたが、「損失回収期間」が最も長かった 3 県は、山梨県・三重県・京都府であった。第 2 に、損失回収期間が長いことは、審議で労働者が反対する傾向を高め、使用者が反対しない傾向を

強めていた。「損失回収期間」が1標準偏差長くなることは、労働側反対の確率を

0.23 から 0.28 程度高めており、使用者側反対は同程度低下していた。

2. 背景と既存文献

これまで、発効日が与えた影響についての報道や文献は、「実効引上げ額」に着目したものが大半であり、損失回収期間によるものは、管見の限りなかった。さらに既存文献では、「上乗せ額が高いと発効時期が遅くなる」ことは指摘されているが（長谷川2025）、それが数量的にどの程度なのか、また、その「上乗せ額と発効日の遅さの代替率」が地域間で同程度なのか異なっていたのか、が明示的に検討されていない¹。

また、2025年度の審議においては、発効日が引上げ（上乗せ額）の交渉材料になっていたことが、権丈(2025)や、中央最低賃金審議会目安に関する全員協議会（2026a,

¹ 長谷川(2025)は、「労働者側の立場としては発効日が遅れるほど、労働者の受け取る金額が少なくなるため、発効日が遅れるほど高い金額を望む。使用者側も高い金額ほど発効日が遅いほうがよい。結果、発効日と上乗せ金額にある程度の正の相関が成立するのは説明可能である。」としている。とはいえ当然であるが、発効日が早く上乗せが低い（無い場合も含む）場合と比較して、発効日が遅く上乗せが高くなれば、労使共に厚生が上がるわけではない。もし金額が固定されたうえで発効日についての利害がどうか、ということならば、労働者側は早い発効日が有利だし、使用者は遅い発効日が有利である。もし発効日が固定されたうえで金額の利害はどうか、ということならば、労働者は高い金額がよく、使用者は低い金額を望ましいと考える。

2026b)での議論で指摘されている。特に全員協議会では、2 回行われた会議の中で、4 名の委員が「交渉」という言葉を用いてこの点に言及している。そして、地方審議会で
行なわれたであろう「交渉」は最低賃金法の三要素による金額決定と矛盾すると主張
している。たとえば 2026 年 2 月 27 日の全員協議会では、公益委員から以下の発言
があった：

「令和 7 年度の公益委員見解で、引上げとともに発効日についても十分に議論を行
うよう要望した意図は、(中略) 発効日を交渉材料にするのではなく、あくまでも引上
げ額を決めて、それを実行できるように発効日についても議論してくださいという意
図だったと思いますが、その部分について中央と地賃で解釈にズレがある可能性があ
ります。」

さらに、2026 年 4 月 10 日の会議では、使用者側の委員から、以下の発言があっ
た：

「発効日を遅らせる代わりに引上げ幅を大きくするといった交渉材料にすることは
絶対に避けなければならないと考えます。発効日が金額の審議に影響を与えることだ
けは、絶対あってはならないという点は、メッセージを出すべきだと思います。地賃
において審議を行う際に、まず、三要素に基づくデータに基づき、しかるべき引上げ
額を決定した上で、一旦審議をひと区切りし、「引上げ金額が企業に与える影響を考え

た場合に、どれくらいの猶予を持つべきなのか」ということを分けて議論するというプロセスを踏むということを、中央から地方にメッセージとして出してもよいのではないかと考えております。金額の審議の途中で、「発効日を少し遅らせてもよい」といった趣旨の発言が出た場合には、「三要素とは関係ない」と抑制させる働きかけも必要ではないかと考えます。」

（いずれの発言についても、下線は筆者）。使用者側は従前から、発効日を柔軟に運用することについて労働者側よりも前向きであった²。一方上記では、発効日を柔軟に運用できる環境において、発効日を後ろに動かせるから金額（上乗せ額）を高く、という方向での議論がなされうることについて、強い警戒感が示されている。

このように、2025年の審議においては、一部の地方で発効日と上乗せ額が交渉されたとの認識は広く持たれているが、発効日と上乗せ額のトレードオフ、代替率ともいべき数値について、数量的分析はなされていない³。交渉が行われた地方があったこ

² 発効日について過去に議論されてきた内容については、安部・大井・虞（2026）の付録に具体的な説明がある。

³ 安部・大井・虞（2026）では、発効の遅れ γ を、同じ年度内（具体的には2025年10月から2026年9月の間）で取り戻すには上乗せ額（ β ）が何円以上でなくてはならないか、という金額（ βn ）を導出している。これは2025年10月から2026年9月までの期間に限定して“ロスの取戻し”をするならどれだけ上乗せが必要か、という議論である。最低賃金の下方硬直性により、2026年10月以降に2025年度の発効遅れ

とは事実であろうが、トレードオフの数値が、地方の間で一定だったのか、ばらついていたのかは、数量的なことは解明されていない⁴。以下で示すとおり、この代替率には地域差があった。

3. 損失回収期間の定義

以下では、安部・大井・虞(2026)と同じ記号を用い、「損失回収期間」を定義する。

α を目安額、 β_{2025} を 2025 年度の審議で決まった目安への上乗せ額、 γ を 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日の 1 年間のうちどれだけの期間（1 年に対する割合）

が、最低賃金が前年の金額のままであるか、という割合とする。 β_{2025} に「2025」のサブスクリプトを付しているのは、2025 年の上乗せ額であること、それが最低賃金の下方硬直性により 2026 年度以降の最低賃金の引き上げのベースの一部になることを意識して表記するものである。

発効日が遅れることで、目安額 α を γ の期間中受け取れないことになるが、この金

の効果が実質的に「取り戻す」ことについては考慮していない。

⁴ もっとも、そういった交渉が行われ妥結したとは解釈しづらい審議結果もあった。2025 年度には使用者側委員・労働者側委員の退席があった地方審議会もあった。それが生じた審議会の中には、金額と発効日に関する公益委員の提案に労使の片方が反発したことが読み取れる議事録もある。

額は $\alpha \gamma$ である。これが、上乗せ額の β_{2025} がゼロで発効日が起点日（2025 年 10 月 1 日）であった場合と比較して、発効日が遅くなることにより労働者に生ずる損失（ロス）である。この損失を、 β_{2025} が高いことで取り戻すのにかかる期間、本稿で定義する損失回収期間 Δ は

$$\Delta = \alpha \gamma / \beta_{2025} \quad (1)$$

である。権丈(2025)、長谷川(2025)、安部・大井・虞 (2026)と同様、時間割引は行わない。

ここでの前提は、最低賃金の下方硬直性により、 β_{2025} は恒久的に残る（2025 年に上乗せされた β_{2025} によって上がった賃金を起点に 2026 年度以降の引き上げがなされる）ので、2025 年度中の発効日まで目安額 α が得られなかったことの損失（発効の遅れによる損失）を、 β_{2025} によって 2025 年度中およびそれ以降の将来時点に取り戻すことが可能、というものである。

一方、既存文献で用いられてきた実効上乗せ額（ β_E ）は、最低賃金の引上げ額が目安額をどの程度上回るかを、発効日の遅れを考慮して測定する指標である。具体的な計算方法は式（2）のとおりである：

$$\beta_E = (1 - \gamma) \beta_{2025} - \gamma \alpha = \beta_{2025} (1 - \gamma - \Delta) \quad (2)$$

(2) 式は、 γ の期間中は α が受け取れない反面、発効日後の $(1-\gamma)$ の期間には $(\alpha + \beta)$ が受け取れるので、起点の日に α (目安と同額) の引上げがあった場合と比較してどれだけの上乘せになるかを、時間割引の無い形で計算したものである。式(2)の最後の項は、実効上乘せ額を損失回収期間 Δ を用いて書き直している。実効上乘せ額の図式を図 1 に、損失回収期間の図式を図 2 に示している。

式 (2) の実効上乘せ額 β_E と、式 (1) の損失回収期間 Δ には、以下の対応がつけられる。発効の遅れによる損失額 $\gamma \alpha$ を、 $1-\gamma$ より短い期間で上乘せ額 β_{2025} により取り戻すことができるなら、それは 2026 年 9 月までの期間で取り戻せることになる。これは、実効上乘せ額 β_E において「目安割れをしない」ことと同値である。「目安割れをしない」とは、2025 年度 (2025 年 10 月から 2026 年 9 月) の期間中に、目安 α に相当する賃上げを、1 年間でならせば受け取っている状態である。式 (2) の最後の項にあるように、 Δ が $1-\gamma$ より短い ($\Delta < 1-\gamma$) ならば、2026 年 9 月末以前に $\gamma \alpha$ を取り戻せることになり、実効上乘せ額 β_E は正の値 ($\beta_E > 0$) である。一方で実効上乘せ額 β_E は負の値 ($\beta_E < 0$) であると、それは 1 年間では「目安割れ」を起こしていることになる (Δ が $1-\gamma$ を超えていると、目安 α の受け取りが遅れたことを 2026 年 9 月までに埋め合わせできない)。しかし β_{2025} は 2026 年 10 月以降も過年度に上乘せされた額として存在し続ける (最低賃金の下方硬直性) ので、2026 年 10 月以降にも β

β_{2025} を使いながら損失が埋め合わせされていくと考えるのは自然である。

損失回収期間が短いことは、発効の遅れによる損失は短期間で回収されることを意味し、回収後には 2025 年度の上乗せ額を反映した最低賃金の実現することになる。別の見方をすれば、損失回収期間中には実際には上乗せによる賃上げは実現していない（まだ損失の遅れを取り戻しが進行している状態）が、期間終了後には上乗せを反映した最低賃金の上昇が実現する、とも解釈できる。

また、式(2) の最後の表現が示すとおり、目安割れを起こしていることは Δ が長いことを意味するとはいえ、 β_{2025} が大きければ Δ は短くなる。つまり、 β_E がマイナスで絶対値が大きいとしても、 β が大きければ、損失回収期間 Δ は短くなるのである。次節で示すように、秋田県や群馬県は β_E がマイナスで絶対値が大きかったものの、損失回収期間が短いのはこの理由による。 β_E がプラスかマイナスか、だけをみれば、 β_E と Δ は対応しているものの、大きさについていえば、 β_E の絶対値の大きさと Δ の大きさととは対応しない。とりわけ、 β_E が絶対値の小さいマイナスの値しかとらなくても、回収期間が長く、発効日の遅れの影響を確実に取り戻せない地方も存在する。

実効上乘せ額 β_E と損失回収期間 Δ は、式(2)にあるように一定の関係にあるが、それではその2つは異なる情報を持っていると解釈できるのだろうか⁵？この点を理解するには、たとえば β_E がほぼ同額で、しかしながら Δ が異なる地域を比較することが参考になる。たとえば、岐阜県の β_E は-1.98、宮崎県のそれは-1.95でありほとんど同レベルである。しかし、岐阜県の Δ は2.98である一方（岐阜県の β_{2025} は1円）、宮崎のそれは1.28（宮崎の β_{2025} は7円）であり、発効の遅れがもたらしたロスを β_{2025} は回収するには、岐阜県は宮崎県の2倍以上の期間を要することになる。

4. 損失回収期間 Δ の分布

式(1)を $\beta_{2025} > 0$ であった地方について計算したものが表1である。 $\Delta > 1 - \gamma$ という条件を $\Delta + \gamma > 1$ と書き直し、この $\Delta + \gamma$ の値が表示されている。 Δ は損失の回収にかかる期間であり、 γ は起点日（2025年10月1日）から数えてその回収が始まる発効日にあたるため、 $\Delta + \gamma$ は、起点日から数えて回収が終了するカレンダー上の時点

⁵ β_E と Δ は3つの変数、 $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ から作成されている。このうち目安 α は地方審議会にとっては外生であるしそもそも地域差も1円にとどまるため、その違いが β_E と Δ の地域差に与える影響は小さい。地域差の意味からは β と γ の2変数が持つ情報が反映される必要があるが、 β_E だけでは2変数の持つ情報を集約しきれてはいない。そのため、 β_E と Δ は別の情報をもっている。

(年単位で計測) と解釈できる。 $\beta_{2025}=0$ である地方については、たとえ発効日の遅れにより目安額分の α の受け取りができない期間があるにしてもそれを $\beta_{2025}=0$ で将来的に「取り戻す」ことは不可能なため、 $\Delta+\gamma$ の値は示されていない⁶。また、これを図示したのが図 3 である。 $\beta_{2025}=0$ である地域は便宜上、 $\Delta=30$ を割り当てているが、30 という数値には特段の意味はない(論理的には、無限大であるべきである)。

5. 損失回収期間 Δ と、審議結果

2025 年の地方審議では、史上最高額の引き上げ額であったにもかかわらず、「労働者側が反対」して結審した地方審議会が過年度よりも増えていた。2019 年から 2025 年までの間、コロナ禍のために最低賃金の引き上げが全国加重平均で 1 円の上昇にとどまった 2020 年を除き、労働者側が反対して結審した都道府県数は、2 地方以下であった。ところが 2024 年にはこれが 4 地方に、2025 年には 6 地方(埼玉県・愛知県・長野県・三重県・岡山県・香川県、このうち三重県と香川県は労働者側委員が退席)

⁶ これは、2026 年度以降の審議で特段、2025 年度の発効遅れに対する対処がなされないことを想定している。たとえば 2025 年に発効が遅かった地域が、そのことを理由として 2026 年度以降に上乗せを増額するということは想定していない。そういった動きは実際に起こる可能性はあるものの、2025 年度時点では確定的ではないため、そのような想定は置かないこととする。

であった。目安と引上げ額は高くなってきているにもかかわらず、労働者が反対するケースが少しずつ増えてきているのである。

2025 年は発効日の後ろ倒しが、過年度よりも多くの地方で起こり、かつ発効遅れの長さも長かった（権丈（2025）、長谷川（2025）、安部・大井・虞（2026））。発効日が地方審議会で議論されたことは、本稿で指摘したような、実効上乗せ額や損失回収期間の問題を作りだした。このことは審議結果に何らかの影響を与えた可能性はあるだろうか？実効上乗せ額が低いこと、損失回収期間が長いことは労働者にとって不利である。

このことは発効日がそこで、以下の仮説を考える：

仮説：損失回収期間が長く、 β_{2025} が低かったケースに、労働者側が反対し、使用者側が反対しない場合が多かった。

上記の仮説を、2025 年度の審議結果から検証する⁷。審議結果としては、(1)「労働者側反対」のダミー変数として、労働者側委員が反対した場合（全員反対の場合も一

⁷ 分析に用いた採決状況のデータは、中央最低賃金審議会(2026c)に基づいているが、京都府についてだけ例外的な扱いをしている。中央最低賃金審議会(2026c)では京都府は「使用者側反対」となっているが、京都府の審議会議事録には、労働者代表委員 1 名が棄権したとの記述がある。そのため京都府には「労働者側反対」があったとして被説明変数を割り当てている。

部の反対の場合も「反対」とする）に 1、それ以外で 0 をとるダミー変数、(2)「使用者側反対」のダミー変数として、使用者側委員が反対した場合（全員反対の場合も一部の反対の場合も「反対」とする）に 1、それ以外で 0 をとるダミー変数、の 2 つの変数を用いる⁸。退席・棄権の場合もすべて「反対」と定義して、反対の変数に「1」を割り当てている。

回帰式は以下のとおりである。

$$y = b_0 + b_1 (\gamma + \Delta) + b_2 \beta_{2025} + \varepsilon \quad (3)$$

y は審議結果を示すダミー変数である。 $(\gamma + \Delta)$ と β_{2025} については、変数の値をそのまま用いる場合と、それぞれの変数の範囲に対応するダミー変数を用いる場合の、2 つの形式で推計を行った。(3)式を線形回帰モデルで推計する。プロビット・ロジットではなく線形回帰を推計する理由は、説明変数（ Δ や β_{2025} ）について範囲に対応するダミー変数の形で説明変数とする場合には、多数のダミー変数を入れることでプロビットやロジットの推計が困難になることによる。なお、線形確率モデルでは、誤差項

⁸ 全会一致である場合には、どちらのダミー変数もゼロになる。

が分散不均一になることが知られているため、標準誤差としては HC3 型ロバスト標準誤差を計算した⁹。

$\gamma + \Delta$ は損失回収期間であり、労働者にとってはこの時期を過ぎれば発効日の遅れの影響がなくなる時期であるため、この時期が短いほど労働者にとって有利と考えられる。 β_{2025} は、損失回収期間が終了した後に実現する引上げ（目安 α を超えての）を意味し、これが高いことは損失回収後の高い賃金につながるため、労働者側に有利と考えられる。一方使用者側にとっては、回収期間が短い・ β_{2025} が高いことは賃上げが早期に行なわれることを意味し、使用者側にとって不利になる。

記述統計量が表 2 に、回帰分析の集計結果が、表 3（労働者側の反対の回帰分析）、表 4（使用者側反対の回帰分析）に示されている。記述統計から、ここで定義された「労働者側反対」の割合は 0.213 であり、使用者側反対が 0.692 である。史上最高の引上げ額であるため、使用者側の反対が強いことは理解できるが、とはいえ労働者側の反対も 21% にのぼる。その労働者側の反対姿勢は、 Δ が長いこととも関連している可能性があり、本稿の分析結果とも整合的である。回帰分析の結果は、どの説明変数

⁹ しかしながら小標本では HC3 型ロバスト標準誤差には誤差が大きいことも知られているため（Angrist and Pischke 2009）、通常の標準誤差を用いた推計も行った。統計的有意性に関する結果は、どちらの標準誤差を用いてもあまり変わらない。通常の標準誤差の結果は、表 A1 と表 A2 に示されている。

についてもおおむね、労働者側反対が増える度合いは、使用者側反対が減る度合いと等しいことを示している。

損失回収期間が1年長引くと、労働者側の反対は0.09高まり（表3、列（1））、使用者側の反対は0.07減る（表4、列（1））¹⁰。そして列（2）のように、損失回収期間の範囲に対応するダミー変数を導入すると、損失回収期間が5年を超えるケースで特に労働者の反対が増え、使用者の反対が減ることがわかる。列（3）は、 β_{2025} を導入しているが、ここでは、上乗せ額が1円上がると、労働者側反対が0.03減り、使用者側反対が同程度増えることがわかる。この場合も、 β_{2025} が第4五分位を超える場合に特に労働者反対の減少・使用者反対の増加がみられることになる（列（4））。損失回収期間の範囲のダミー変数と β_{2025} （列（5））、または β_{2025} の範囲の変数（列（6））を導入すると、多くの変数は統計的に非有意になるものの、それでも損失回収期間が5-11年の場合に労働者側の反対が増えて使用者側の反対が減る傾向は強く残る。なお、損失回収期間の標準偏差は2.57、 β_{2025} の標準偏差は5.28であるため、損失回収期間が1標準偏差長くなると、 β_{2025} が1標準偏差減ることの審議結果の影響は、前者で労働者側の反対が0.23増え、後者でそれが0.15増えることになり、影響の大きさと

¹⁰ 列（1）では、 β_{2025} がゼロであった8都府県は、推計に含めていない。そのため、標本数が47ではなく39になっている。

してはほぼ同程度である。ちなみに使用者側反対減少についての同様の数値は、0.18と0.16であり、こちらもほぼ同程度であって、労働者側反対の増加の度合いともほぼ対応する。

6. 結論

本稿は最低賃金の発効日の遅れによる労働者側の損失を取り戻す期間に対応する「損失回収期間」を定義し、その地域差を計測した。損失回収期間は従前用いられていた「実効上乗せ額」と一定の関係にあるものの、その地域差の傾向は実効上乗せ額とは異なっていた。たとえば実効上乗せ額が大きなマイナスの値をとっていた秋田県・群馬県は、損失回収期間について、47都道府県の中では長いほうから数えて10-11番目であった。次に、本稿は損失回収期間と上乗せ額が、最低賃金の地方審議の結果とどう関連したのかを、審議結果に基づき検証した。その結果、損失回収期間が1年長引くと、労働者側の反対は0.09高まり、使用者側の反対は0.07減っていた。一方、上乗せ額が1円上がると、労働者側反対が0.03減り、使用者側反対が同程度高まる。このように、損失回収期間は、上乗せ金額とともに、審議結果に影響を与えていたことがわかった。

謝辞

本研究にあたり、JSPS 科研費 JP22K01531 の助成を受けた。感謝申し上げたい。

引用文献

- 安部由起子(2025) 2023 年・2024 年の地域別最低賃金の審議について、北海道大学経済学研究院 ディスカッション・ペーパー Series B, 217
<https://hdl.handle.net/2115/95814>
- 安部, 由起子、大井, 方子、虞, 尤楠 2026 2025 年の最低賃金の地方審議について：発効日の後ろ倒しと知事の関与の分析 北海道大学経済学研究院 ディスカッション・ペーパー Series B, 2026, 220 <https://hdl.handle.net/2115/98832>
- 権丈英子 (2025) 「2025 年度最低賃金改定をめぐる歴史的意味」『共済新報』第 66 巻第 11 号 pp.8-18
- 産経新聞 (2025) 「最低賃金大幅引き上げの「代償」 発効遅れ続出で広がる地域格差 現行審議方式の限界露呈」2025 年 9 月 27 日、
<https://www.sankei.com/article/20250927-5NVLQS2OXJLQ7N3JKOJGDDAGJE/>
- 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会 (2026a) 第 1 回 (2026 年 2 月 27 日) 議事録 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73554.html
- 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会 (2026b) 第 2 回 (2026 年 4 月 10 日) 議事録 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73537.html
- 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会 (2026c) 第 2 回 (2026 年 4 月 10 日) 参考資料 No.1 「最低賃金について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001687973.pdf>
- 日本経済新聞 (2025) 「最低賃金、25 府県は年間手取り「目安割れ」 政治介入で上げ時期遅れ」2025 年 9 月 30 日、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA248WV0U5A920C2000000/>
- 長谷川雪子 (2025) 「近年の地域別最低賃金の動向」『新潟大学経済論集』第 120 号 pp.1-15
- 毎日新聞(2025) 「最賃、実は秋田が最下位 10 月からの 1 年間「991 円」 発効予定日、3 月末に遅れ」2025 年 9 月 19 日
<https://mainichi.jp/articles/20250919/ddm/012/020/125000c>
- Angrist, J.D. and J.S. Pischke (2009) *Mostly Harmless Econometrics: An Empiricist's Companion*, Princeton University Press.

図 1 実効上乗せ額の計算の図式

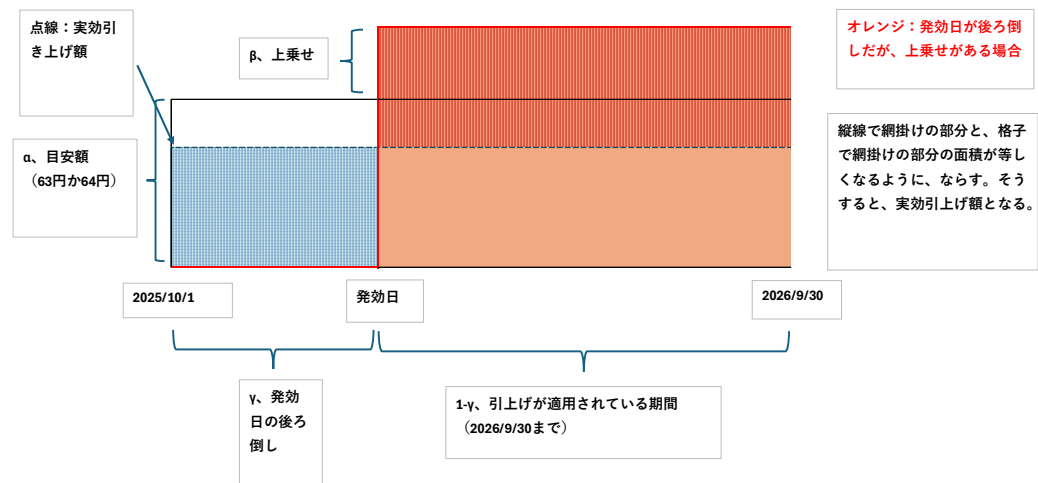


図 2 損失回収期間の図式

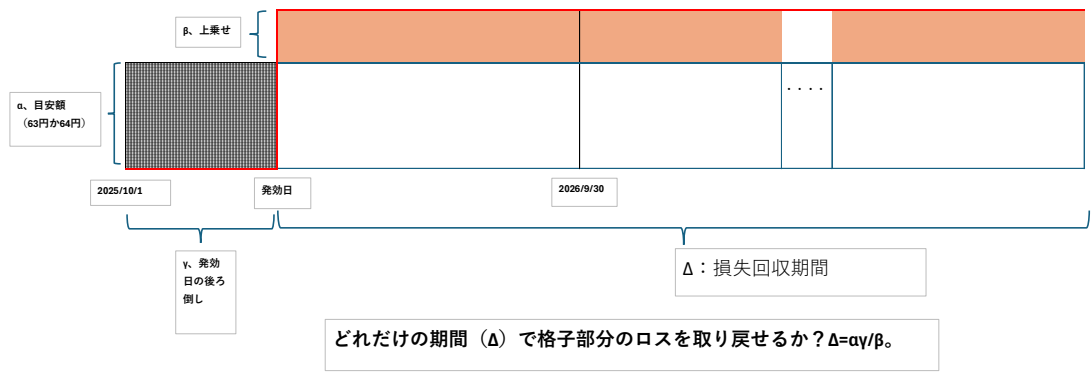
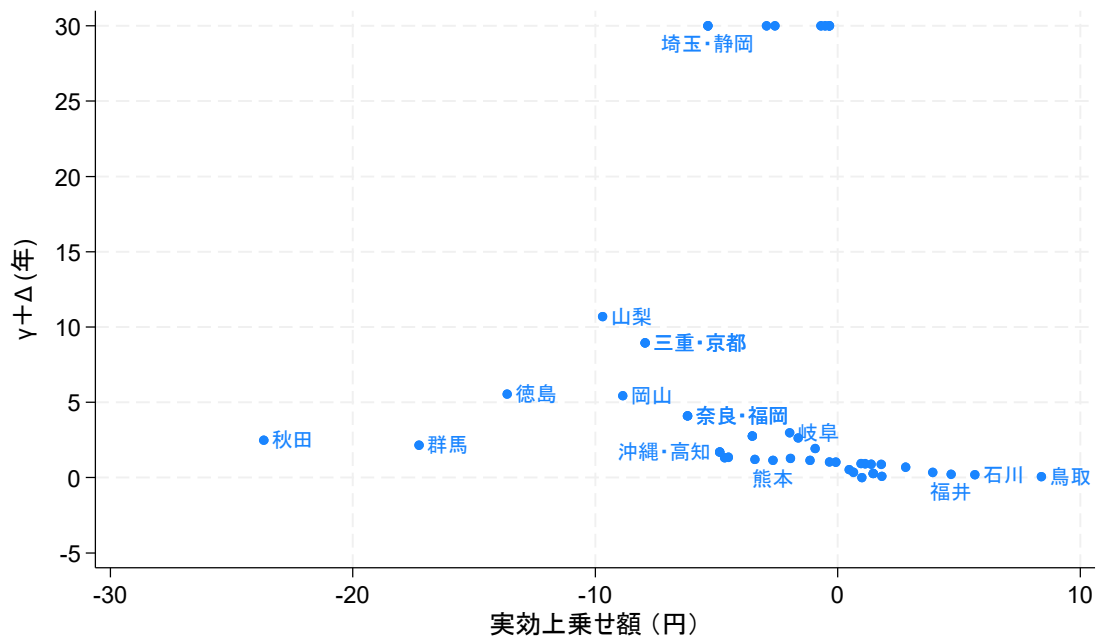


図 3

実効上乗せ額と損失回収期間



(注) 縦軸が「30」となっている地方は、 β_{2025} がゼロであるため計算上は $\gamma + \Delta$ は無限大である地方だが、便宜上 30 と表記している。都道府県名は、図上での見易さを考慮し、一部の地域についてのみ表示している。実効上乗せ額と損失回収期間の両方が同一の値を取る場合もあり、その場合には地域名を連記している（三重・京都、等）

(出所) 最低賃金に関する公表データをもとに筆者作成

表1

損失回収期間、実効上乘せ額、審議結果

県名	損失回収期間 $\gamma + \Delta$ (年)	実効上乘せ額 $\beta - \alpha(1 - \gamma)$	γ (年)	労働者側反対 反対=1	使用者側反対 反対 = 1
山梨	10.696	-9.696	0.167	1	0
三重	8.942	-7.942	0.140	1	0
京都	8.942	-7.942	0.140	1	1
徳島	5.545	-13.636	0.252	0	0
岡山	5.432	-8.863	0.167	1	0
奈良	4.096	-6.192	0.126	0	0
福岡	4.096	-6.192	0.126	0	1
岐阜	2.981	-1.981	0.047	0	0
和歌山	2.760	-3.521	0.085	0	0
広島	2.760	-3.521	0.085	0	1
山口	2.630	-1.630	0.041	0	1
秋田	2.479	-23.671	0.496	0	1
群馬	2.151	-17.268	0.414	0	1
富山	1.929	-0.929	0.030	0	1
高知	1.695	-4.866	0.167	0	0
沖縄	1.695	-4.866	0.167	0	1
山形	1.347	-4.510	0.227	0	1
福島	1.311	-4.660	0.252	0	1
宮崎	1.278	-1.948	0.126	0	1
大分	1.201	-3.416	0.252	0	1
熊本	1.148	-2.668	0.252	0	1
島根	1.143	-1.142	0.129	0	1
佐賀	1.034	-0.340	0.140	0	1
香川	1.025	-0.074	0.047	1	0
長崎	0.931	0.964	0.167	0	1
愛媛	0.919	1.132	0.167	0	0
青森	0.885	1.381	0.140	0	1
岩手	0.880	1.797	0.167	0	1
鹿児島	0.689	2.800	0.085	0	1
兵庫	0.526	0.474	0.008	0	1
千葉	0.351	0.649	0.005	0	1
茨城	0.347	3.921	0.030	0	1
北海道	0.267	1.466	0.008	0	1
宮城	0.267	1.466	0.008	1	1
福井	0.221	4.677	0.019	0	1
石川	0.192	5.658	0.019	0	1
新潟	0.089	1.822	0.003	0	1
鳥取	0.067	8.400	0.008	0	0
栃木	0.000	1.000	0.000	0	0
埼玉		-5.351	0.085	1	0
静岡		-5.351	0.085	0	1
愛知		-2.934	0.047	1	0
大阪		-2.589	0.041	0	0
滋賀		-0.690	0.011	1	1
神奈川		-0.518	0.008	0	0
東京		-0.345	0.005	0	1
長野		-0.345	0.005	1	0

目安割れ（実効上乘せ額が負）
であると、 $\gamma + \Delta$ が1以上

注：最低賃金に関する審議結果による公表資料から筆者作成。

表2

回帰分析で用いる変数の記述統計量

	平均値	標準偏差
労働者側反対	0.213	0.414
使用者側反対	0.692	0.468
Δ (N=39)	2.178	2.566
Δ の範囲に対するダミー変数		
ダミー： $\Delta \leq 2$	0.234	0.428
ダミー： $2 < \Delta \leq 5$	0.170	0.380
ダミー： $5 < \Delta \leq 11$	0.106	0.312
ダミー： $\Delta = \infty$	0.170	0.380
β_{2025}	5.447	5.725

出所：最低賃金に関する公表資料から筆者集計。

表3

労働者側反対の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
$\gamma + \Delta$	0.089*** (0.019)					
ダミー： $\gamma + \Delta \leq 2$		0.024 (0.118)			0.062 (0.125)	0.103 (0.170)
ダミー： $2 < \gamma + \Delta \leq 5$		-0.067 (0.069)			-0.088 (0.086)	-0.154 (0.153)
ダミー： $5 < \gamma + \Delta \leq 11$		0.733** (0.234)			0.666* (0.247)	0.657* (0.307)
ダミー： $\Delta = \infty$ ($\beta_{2025}=0$)		0.433* (0.213)			0.345 (0.232)	0.363 (0.245)
β_{2025}			-0.029*** (0.008)		-0.013 (0.009)	
β_{2025} 第2五分位				-0.162 (0.216)		0.108 (0.165)
β_{2025} 第3五分位				-0.162 (0.315)		-0.077 (0.467)
β_{2025} 第4五分位				-0.412** (0.127)		-0.194 (0.170)
β_{2025} 第5五分位				-0.412** (0.127)		-0.149 (0.150)
定数項	-0.040 (0.061)	0.067 (0.069)	0.373*** (0.097)	0.412** (0.127)	0.155 (0.114)	0.137 (0.139)
N	39	47	47	47	47	47
R ²	0.389	0.410	0.167	0.191	0.431	0.453

注：ウエイト付けのない最小二乗法による推計。

括弧内はHC3型ロバスト標準誤差である。

*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

列(1)については、 β_{2025} がゼロであった8都府県を推計に含めていないため、標本数が47ではなく39になっている。この8都府県に対応するダミー変数が、「ダミー： $\Delta = \infty$ 」であり、8都府県は列(2)-(6)では推計に含めている。

出所：最低賃金に関する公表資料から筆者集計。

表4

使用者側反対の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
$\gamma + \Delta$	-0.072* (0.033)					
ダミー : $\gamma + \Delta \leq 2$		0.018 (0.169)			-0.027 (0.192)	-0.009 (0.221)
ダミー : $2 < \gamma + \Delta \leq 5$		-0.175 (0.225)			-0.150 (0.215)	-0.206 (0.242)
ダミー : $5 < \gamma + \Delta \leq 11$		-0.600* (0.249)			-0.520 (0.258)	-0.562* (0.278)
ダミー : $\Delta = \infty$ ($\beta_{2025}=0$)		-0.425 (0.225)			-0.320 (0.240)	-0.415 (0.300)
β_{2025}			0.031** (0.010)		0.016 (0.014)	
β_{2025} 第2五分位ダミー				0.154 (0.234)		0.009 (0.262)
β_{2025} 第3五分位ダミー				0.029 (0.357)		-0.147 (0.350)
β_{2025} 第4五分位ダミー				0.307 (0.202)		-0.007 (0.275)
β_{2025} 第5五分位ダミー				0.418* (0.174)		0.149 (0.267)
定数項	0.849*** (0.092)	0.800*** (0.111)	0.470*** (0.102)	0.471*** (0.129)	0.695*** (0.140)	0.790** (0.228)
N	39	47	47	47	47	47
R ²	0.156	0.209	0.133	0.119	0.231	0.232

注：ウエイト付けのない最小二乗法による推計。

括弧内はHC3型ロバスト標準誤差である。

*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

列(1)については、 β_{2025} がゼロであった8都府県を推計に含めていないため、標本数が47ではなく39になっている。この8都府県に対応するダミー変数が、「ダミー : $\Delta = \infty$ 」であり、8都府県は列(2)-(6)では推計に含めている。

出所：最低賃金に関する公表資料から筆者集計。

付録

表A1

労働者側反対の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
$\gamma + \Delta$	0.089*** (0.018)					
ダミー： $\gamma + \Delta \leq 2$		0.024 (0.132)			0.062 (0.135)	0.103 (0.142)
ダミー： $2 < \gamma + \Delta \leq 5$		-0.067 (0.146)			-0.088 (0.146)	-0.154 (0.160)
ダミー： $5 < \gamma + \Delta \leq 11$		0.733*** (0.172)			0.666*** (0.179)	0.657** (0.187)
ダミー： $\Delta = \infty$ ($\beta_{2025}=0$)		0.433** (0.146)			0.345* (0.161)	0.363 (0.185)
β_{2025}			-0.029** (0.010)		-0.013 (0.011)	
β_{2025} 第2五分位				-0.162 (0.167)		0.108 (0.171)
β_{2025} 第3五分位				-0.162 (0.216)		-0.077 (0.207)
β_{2025} 第4五分位				-0.412* (0.161)		-0.194 (0.182)
β_{2025} 第5五分位				-0.412* (0.161)		-0.149 (0.174)
定数項	-0.040 (0.061)	0.067 (0.086)	0.373*** (0.077)	0.412*** (0.094)	0.155 (0.111)	0.137 (0.141)
N	39	47	47	47	47	47
R ²	0.389	0.410	0.167	0.191	0.431	0.453

注：ウエイト付けのない最小二乗法による推計。

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

列(1)については、 β_{2025} がゼロであった8都府県を推計に含めていないため、標本数が47ではなく39になっている。

この8都府県に対応するダミー変数が、「ダミー： $\Delta = \infty$ 」であり、8都府県は列(2)-(6)では推計に含めている。

出所：最低賃金に関する公表資料から筆者集計。

表A2

使用者側反対の回帰分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
$\gamma + \Delta$	-0.072* (0.028)					
ダミー： $\gamma + \Delta \leq 2$		0.018 (0.179)			-0.027 (0.184)	-0.009 (0.197)
ダミー： $2 < \gamma + \Delta \leq 5$		-0.175 (0.198)			-0.150 (0.199)	-0.206 (0.222)
ダミー： $5 < \gamma + \Delta \leq 11$		-0.600* (0.233)			-0.520* (0.245)	-0.562* (0.260)
ダミー： $\Delta = \infty$ ($\beta_{2025}=0$)		-0.425* (0.198)			-0.320 (0.220)	-0.415 (0.257)
β_{2025}			0.031* (0.012)		0.016 (0.014)	
β_{2025} 第2五分位ダミー				0.154 (0.204)		0.009 (0.238)
β_{2025} 第3五分位ダミー				0.029 (0.265)		-0.147 (0.287)
β_{2025} 第4五分位ダミー				0.307 (0.197)		-0.007 (0.253)
β_{2025} 第5五分位ダミー				0.418* (0.197)		0.149 (0.242)
定数項	0.849*** (0.092)	0.800*** (0.117)	0.470*** (0.093)	0.471*** (0.116)	0.695*** (0.152)	0.790*** (0.197)
N	39	47	47	47	47	47
R ²	0.156	0.209	0.133	0.119	0.231	0.232

注：ウエイト付けのない最小二乗法による推計。

括弧内は標準誤差。*は5%の有意水準、**は1%の有意水準、***は0.1%の有意水準。

列(1)については、 β_{2025} がゼロであった8都府県を推計に含めていないため、標本数が47ではなく39になっている。この8都府県に対応するダミー変数が、「ダミー： $\Delta = \infty$ 」であり、8都府県は列(2)-(6)では推計に含めている。

出所：最低賃金に関する公表資料から筆者集計。